

令和8年度「千葉県産いちごの輸出プロモーション事業」委託仕様書

1 事業名

令和8年度「千葉県産いちごの輸出プロモーション事業」

2 事業の目的

千葉県では、県産農林水産物の輸出を促進するため、令和8年6月に策定した「千葉県農林水産業振興計画」において「輸出重点品目」を定め、成田市公設地方卸売市場（以下「成田市場」という。）、成田国際空港（以下「成田空港」という。）を活用した輸出拡大に取り組んでいる。

輸出重点品目のうち「いちご」は、アジア地域等で甘くて大粒な日本産の人気の高いが、千葉県では、首都圏という立地条件を活かして観光いちご狩り園や直売所での販売が盛んであることから、輸出に適した生産体系を導入する必要があり、生産者にとってハードルが高い状況となっている。

そこで本事業では、成田市場及び成田空港を活用し、輸入規制の少ないカンボジアにおいて県産いちごのフェアを開催することで、県産いちごの更なる輸出拡大を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託業務の内容

以下の業務及びこれらに付随する業務とし、高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で実施すること。

（1）カンボジアにおける千葉県産いちごの販売促進イベントの実施

下記により、カンボジアにおいて県産いちごの販売促進イベント（以下、「千葉県フェア」という。）を実施すること。

【実施時期】

令和9年1月中旬から2月下旬までの期間内で、2週間程度とする。

※ 最終的な実施時期は、県と協議の上で決定すること。

【実施店舗】

カンボジア王国に所在する大型量販店を想定し、千葉県フェアが実施可能な店舗を3箇所程度提案すること。

※ 最終的な実施店舗は、県と協議の上で決定すること。

【実施品目（数量）】

千葉県産のいちごとする（想定販売数量は、1, 400パック以上とし、1週間ごとに700パックを輸出し、販売することを想定している。）。

※ 実施品種（数量）の詳細は、県と協議の上で決定すること。

① 全体調整業務

ア 会場の確保及び千葉県フェア関係者間の連絡調整を行うこと。

イ 千葉県産のいちごのプロモーションに効果的な展示装飾のデザインを提案し、作成すること。

なお、最終的なデザインは、県と協議の上で決定すること。

ウ 集客に効果的な広告宣伝を提案すること。

エ その他、千葉県フェアの実施全体に係る各種調整業務を行うこと。

② 販売商品の調達及び輸出

ア 千葉県フェアの実施等に向けて、県産いちごを販売商品として、調達・輸出すること。

また、実施品目の品種や梱包、価格等は、量販店及び生産者・生産者組織等と協議して決定すること。

なお、県が指定する生産者・生産者組織等に対して個別訪問等を行い、当該生産者・生産者組織等からのいちごの調達に努めること。

イ 販売商品については、正規の輸出入手続を行い、成田市場及び成田空港を活用することとし、フォワーダーは量販店と協議して決定すること。

ただし、販売商品の調達費及び輸出入に係る諸経費は、委託料には含まないこととする。

なお、調達産地から集荷場所となる成田市場までの輸送について、現状の物流で足りる場合は当該物流を使うこととし、委託料には含めないが、本業務に係る輸出を行う中で、新たに物流会社等に輸送を依頼せざるを得ない場合には、当該依頼に係る諸費用を委託料に含むことも可能とする。

ただし、その場合は、低廉で効率的な輸送方法を検討し、県に事前に協議したうえで決定すること。

ウ 販売商品の輸出回数や日程等については、千葉県フェアの実施期間が2週間程度となる点を鑑み、販売商品の鮮度が保持されるよう、量販店と十分に協議した上で決定すること。

エ 試食サンプルに係る経費（調達や輸送を含む）及び千葉県が提供する販促資材等の輸送費は、委託料に含めることとする。なお、千葉県から試食サンプル用のいちごを提供する場合がある。

オ 量販店到着時のいちごのロス率を低減させるため、効果的な施策を提案・実施すること。

なお、実施する施策は、県と協議の上で決定すること。

カ 輸出入に係る手続や、試食のための現地衛生当局への届出、販売商品に必要な表示ラベルの貼付など、現地規制への対応を行うこと。

③ 試食宣伝業務

ア 試食宣伝員を配置すること。（延べ12人・日）

※ 試食宣伝員の配置は、原則、千葉県フェア期間中の延べ4日間程度（土曜日及び日曜日）を想定している。

イ 試食宣伝員により、量販店の来場者に試食サンプルを提供すること。

※ 試食サンプルは、想定販売数量の5%相当の費用で、3店舗分を想定している。

ウ その他、試食宣伝に係る各種業務を行うこと。

④ 量販店の来場者へのヒアリング調査等

上記③の試食宣伝員により、試食サンプルを提供した量販店の来場者にヒアリングを行い、千葉県産いちごの品種毎の評価等について調査し、県に報告すること。

調査項目及び手法については、提案によるものとするが、販売商品に対する品種毎の評価は調査項目に必ず含めること。

なお、最終的な調査項目及び手法については、県と協議の上で決定すること。

（２）独自提案

（１）の業務の実施に関して、事業効果を高めるための施策を1つ以上提案すること。

(3) その他

本事業の実施に係り、県職員及び関係者等がカンボジア現地の視察や調査等を行う場合に、通訳の手配や訪問先のアポイントメント取得等の各種調整を行うこと。

なお、県職員及び関係者等の現地出張は、1回程度を想定すること。県職員及び関係者等の出張旅費は、本事業の委託料には含まないものとする。

その他、本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて県と協議の上で進めること。

5 報告書の作成

事業完了時に、業務の実施内容等をまとめた報告書を作成し、電子データにて令和9年3月19日（金）までに県に提出すること。

なお、各事業の実施内容等をまとめるに当たっては、下記要素を含めること。

- ・ 事業の概要
- ・ カンボジア向け輸出プロモーションの実施結果と課題
- ・ カンボジア向け輸出プロモーションを実施した内容がわかる記録写真等
- ・ その他受託事業者の判断により、報告が必要と思われる事項

※ 記録写真等については、県が求めた場合、速やかに提出すること。

6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ・ 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。

- ・ 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、

任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

- ・ 本業務の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

7 運営及び管理

（１）業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

（２）業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

（３）事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。

また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

（４）経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

8 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

9 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業者及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

10 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

11 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、決定する。

(5) 事業内容の変更又は中止

委託契約締結後、自然災害等の影響で事業内容の変更又は中止が生じる可能性がある。この場合の委託費用の取り扱いに関しては、事業の進捗状況に合わせて県と受託者において協議の上決定する。

(6) 記載外変更、その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。